

## 各与条件の概要

## (1) 広域的な観光案内拠点

(施設名称・所在地は別紙「広域的な観光案内拠点(平成30年3月31日時点)」参照)

東京都が「広域的な観光案内拠点」として指定した、都内及び都内近郊の観光情報を提供する観光案内所のこと。

なお、本仕様書でいう「広域的な観光案内拠点」は、別紙2「広域的な観光案内拠点(平成30年3月31日時点)」に記載の施設とする。また、平成30年度内に更に2か所指定される予定である。

東京都では、2020年までに外国人旅行者が多く訪れる10地域(※)において、「広域的な観光案内拠点」の整備を進めています。

※新宿・大久保、銀座、浅草、渋谷、東京駅周辺・丸の内・日本橋、秋葉原、上野、原宿・表参道・青山、お台場、六本木・赤坂

## (2) 東京観光案内窓口

(施設名称・所在地は別紙「東京観光案内窓口一覧(平成30年3月31日時点)」参照)

東京都が「東京観光案内窓口」として指定した、地域の観光案内を行う窓口のこと。

窓口を運営する事業者は、都内の区市町村及び観光協会等観光関連団体、又は一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、商店街、商店街連合会、商工会、商工会議所、民間事業者で、申込みをする事業所が原則都内にある者。これから窓口になりうる事業者も上記のとおり。

上記事業者に該当する事業者で、応募のあった者を平成28年度から東京都が指定している。

なお、観光案内業務に係る運営・管理等を第三者に委託している場合については、観光窓口への応募は受託者ではなく委託者からするものとしている。

## (3) 観光窓口

上記(1)広域的な観光案内拠点、(2)東京観光案内窓口を合わせた呼称とする。

## (4) 観光窓口の件数

平成30年度、31年度末時点での件数はそれぞれ下記のとおりである。

## ①平成30年3月31日時点

- ・広域的な観光案内拠点・・・6か所
- ・東京観光案内窓口・・・181か所程度

## ②平成31年3月31日時点(予定)

- ・広域的な観光案内拠点・・・8か所
- ・東京観光案内窓口・・・300か所程度

(5) 観光窓口専用の広報用 HP 「Tokyo Tourist Information」

財団が東京都から運営を受託をしており、観光窓口に指定された事業者の施設を一括して PR しているウェブサイトを目指す。対応言語は、日、英、中（簡・繁）、韓の 4 言語 5 種類。それぞれの URL は下記のとおり。

<https://tokyotouristinfo.com/> （日本語）

<https://tokyotouristinfo.com/en/> （英語）

<https://tokyotouristinfo.com/cn/> （簡体字）

<https://tokyotouristinfo.com/tc/> （繁体字）

<https://tokyotouristinfo.com/kr/> （韓国語）

なお、Tokyo Tourist Information には、東京観光情報センター 5 か所の情報も含まれているが、東京観光情報センターの周知・利用者増を目的とする企画・提案は本仕様書では不要とする。

(6) アイコン

「東京のブランディング戦略」（平成 27 年 3 月策定）で定めた東京のブランドコンセプト“伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街”を踏まえ、新たに海外に東京観光を PR するアイコン（以下「アイコン」という。）

（平成 29 年 4 月 28 日発表）にこめられたメッセージを理解した上で、本事業の実施にあたること。東京を訪れる外国人旅行者に対して、東京のおもてなしの代表者として、東京の魅力を効果的に PR すること。

\*東京のブランディング戦略

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2015/01/20p1j700.htm>

\*アイコンとキャッチフレーズ

<https://tokyotokyo.jp/ja/>